

公の施設に係る使用料等の見直しに伴う公民館使用料の改定のお知らせ

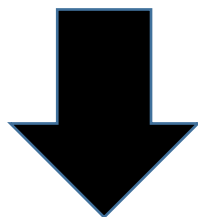
公の施設に係る使用料等の見直しに伴い、令和4年4月1日から使用料が変わります。

問い合わせ先：北部教育事務所（☎0598-48-3821）

松阪市豊田農村集落センター 施設使用料

<改正前>

区分	使用区分			
	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後5時から 午後9時まで	終日 午前9時から 午後9時まで
多目的ホール	1,100	1,320	1,650	3,300
研修室（1）	550	660	880	1,650
研修室（2）	550	660	880	1,650
会議室	550	660	880	1,650
生活改善室	880	1,100	1,650	2,750
営農研修室	550	660	880	1,650



<改正後>

区分	使用区分			
	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後5時から 午後9時まで	終日 午前9時から 午後9時まで
多目的ホール	2,470	2,970	3,610	7,420
研修室（1）	910	1,030	1,030	1,960
研修室（2）	910	1,030	1,030	1,960
会議室	1,080	1,250	1,250	2,640
生活改善室	1,240	1,470	1,850	3,290
営農研修室	1,230	1,450	1,450	3,230